

## 独立監査人の監査報告書

令和4年6月2日

社会福祉法人 恵徳会  
理事長 森田 公一 殿

清水公認会計士事務所  
公認会計士 清水 秀幸



私は、社会福祉法人恵徳会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表、財産目録及び計算書類の注記について監査を行った。

### 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続立案のために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積の評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

令和4年6月2日

公認会計士 清水秀幸 殿

社会福祉法人 恵徳会  
理事長 森田公一



当社会福祉法人の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録の監査に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。また、計算書類の作成責任は、理事長にあることを承知しております。

#### 記

1. 計算書類は、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して収支及び事業活動の状況並びに財政状態を適正に表示しております。
2. 計算書類及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はありません。
3. 不正を防止・発見し、適正な計算書類を作成するために、内部統制を構築し、維持する責任は理事長にあることを承知しております。
4. 不正による計算書類の重要な虚偽の表示の可能性に対する理事長の評価を貴殿に示しております。
5. 社会福祉法人に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありません。
  - (1) 理事長による不正又は不正の疑い
  - (2) 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
  - (3) 上記以外の者による計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
6. 職員、元職員、所轄庁等又はその他の者から入手した計算書類に影響する不正の申立又は不正の疑いに関する情報はありません。
7. 計算書類に重要な影響を与える違法行為はありません。
8. 貴殿から要請のあった会計記録及び監査の実施に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。
9. 本日までに開催された理事会及び評議委員会の議事録並びに重要な稟議書及び契約書は、すべて貴殿の閲覧に供しました。
10. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。